

平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務事業名	宅地造成工事許可事務事業			事業コード	0754
担当課等	所属名	都市整備部 都市計画課	担当係名		
	課長名	都市整備部 都市計画課 伊藤 純	担当者名	黒澤 誠	電話番号 7217

1. 事務事業の基本情報

総合計画体系	施策の柱	快適な都市機能	コード 7	施策	快適な居住環境の実現	コード 3
	基本事業	良好な住宅地の誘導	コード 2	関連予算 費目名	一般会計 8款 4項 1目 開発行為等に関する事務 (001-04)	
	特記事項					
事業期間	○ 単年度 ● 単年度繰返 ○ 期間限定複数年度				⇒ (開始年度 12年度～)	
事務事業の概要	宅地造成に伴い崖崩れ又は土砂の流失を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域内における宅地造成に関する工事等について、災害の防止を目的とする許可事務事業					
根拠法令等	宅地造成等規制法、盛岡市宅地造成等規制法施行規則					
この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)						
・宅地造成等規制法に基づき、盛岡市の規制区域が昭和42年8月30日建設省告示第753号で指定されたことによる。 ・昭和54年8月1日に知事から市長に一部事務委任され、平成12年11月1日には特例市移行に伴い自治事務となったことにより全部の事務を行うこととなった。						
この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか						
災害が起こる危険性のある宅地に対して改善指導要望がある。						
事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどう変化したか。今後の見通しはどうか						
・宅地造成工事規制区域を見直し、平成16年6月1日に告示し、同年10月1日施行した。 ・宅地造成等規制法が平成18年9月30日に改正され、都市計画法に規定する開発許可を受けて行われる工事について、宅地造成等規制法の許可が不要になったことから、当該許可件数が減少してきている。						

2. 事務事業の実施状況(Do)

①対象 (誰を、何を対象としているのか)	平成22年度 ・宅地造成等規制法による許可を受けようとする者 ・宅地造成工事規制区域内の宅地 平成23年度 平成22年度と同様	⇒	②対象指標 (対象の大きさを示す指標)	A. 宅地造成に関する工事の許可及び協議申請件数	単位	件
				B. 宅地造成工事規制区域の面積	単位	ha
				C. 災害が起こる危険性のある宅地	単位	件
③手段 (事務事業の内容、やり方、手順)	22年度実績(22年度に行った主な活動) ・窓口及び電話での相談及び指導 ・宅地造成に関する工事の許可申請の受理・審査・許可 ・宅地造成に関する工事の完了検査の実施 ・パトロールの実施 ・災害が起こる危険性のある宅地の改善指導 23年度計画(23年度に計画している主な活動) 平成22年度と同様	⇒	④活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)	A. 宅地造成に関する工事の許可及び協議申請件数	単位	件
				B. 宅地造成に関する工事の相談件数	単位	件
				C. 宅地造成に関する工事の完了検査件数	単位	件
⑤意図 (この事業により対象をどのように変えるのか)	・宅地造成に関する工事に伴う災害を防止する。 ・住民の生命及び財産を保護する。	⇒	⑥成果指標 (意図の達成度を示す指標)	A. 宅地造成に関する工事の検査済証の交付 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ● 維持する】	単位	件
				B. 災害が起こる危険性のある宅地の改善指導 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ● 維持する】	単位	件
				C. 災害が起こる危険性のある宅地の改善 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ● 維持する】	単位	件
⑦結果 (上位基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するか)	快適な住宅地が形成されている 建築物が適正化されている	⇒	⑧上位成果指標 (上位基本事業の成果指標)	市街化区域内における未利用地面積(単位:ha)		

2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	目標年度 目標値
対象 指標A	宅地造成に関する工事の許可及び協議申請件数	件	3	2	3	7	7	7	年度
対象 指標B	宅地造成工事規制区域の面積	ha	3,110	3,110	3,110	3,110	3,110	3,110	年度
対象 指標C	災害が起こる危険性のある宅地	件	13	12	12	12	12	12	年度
活動 指標A	宅地造成に関する工事の許可及び協議申請件数	件	3	2	3	7	7	7	年度
活動 指標B	宅地造成に関する工事の相談件数	件	6	6	6	10	10	10	年度
活動 指標C	宅地造成に関する工事の完了検査件数	件	1	2	3	4	7	7	年度
成果 指標A	宅地造成に関する工事の検査済証の交付	件	1	2	2	4	7	7	年度
成果 指標B	災害が起こる危険性のある宅地の改善指導	件	3	5	5	5	5	5	年度
成果 指標C	災害が起こる危険性のある宅地の改善	件	0	2	2	1	2	2	年度

⑩事務事業に係る事業費

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	*****
事業費	A	千円	52	147	153	0	177	177	*****
財源 内訳	④国	千円							*****
	⑤県	千円							*****
	⑥地方債	千円							*****
	⑦一般財源	千円	-7	112	117	0	177	177	*****
	⑧その他	千円	59	35	36				*****
	合 計 (④～⑧) (=A)	千円	52	147	153	0	177	177	*****
	延べ業務時間数	時間	230	230	230	230	230	230	*****
	職員人件費 (B) (臨時職員賃金は、事務費に含む)	千円	920	920	920	920	920	920	*****
	トータルコスト (A) + (B)	千円	972	1,067	1,073	920	1,097	1,097	*****

3. 事務事業の評価(See)

必要性 評価	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びついていますか？	☐ 見直す余地がある ☒ 結びついている	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	②公共関与の妥当性 市がやるべき事業ですか？ 税金を使って達成する目的ですか？	☐ 見直す余地がある ☒ 妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	③対象の妥当性 対象の設定は現状のままでいいですか？ 広げられませんか？ また絞らなくてよいですか？	☐ 拡大または絞る余地がある ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして、成果向上できませんか？	☐ 拡大または絞ることができる ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
有効性 評価	⑤成果の向上余地 成果がもっと向上する余地はありますか？	☒ 向上余地がある ☐ 向上余地がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑥廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合、施策の成果に及ぼす影響はありますか？	☐ 影響がない ☒ 影響がある	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑦類似事務事業との関係 類似の事務事業(国、県、市の内部、民間)はありますか？	☐ 類似事業がある ☒ 類似事業がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
効率性 評価	⑧事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できる余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑨人件費の削減余地 成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑩受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☐ 公平・公正である ☒ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
公平性 評価	⑪費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ

理由: 宅地造成に関する工事の許可基準に基づき工事を行うことにより災害の防止を図られる。

理由: 宅地造成に関する工事の許可基準に基づき工事を行うことにより災害の防止を図られる。

理由: 宅地造成に関する工事の許可基準に基づき工事を行うことにより災害の防止を図られる。

理由: 平成16年度に宅地造成工事規制区域の見直しを行ったため。

理由: 平成16年度に宅地造成工事規制区域の見直しを行ったため。

その内容: 市民に対し、宅地造成規制法及び宅地造成規制法区域の周知を図る必要がある。

その内容: 宅地造成等規制法に基づく法定事務のため

理由: 宅地造成規制法に基づく法定事務であり、必要最小限の経費で対応しているため

理由: 宅地造成規制法に基づく法定事務であり、必要最小限の経費で対応しているため

理由: 許可に係る手数料を東北6県の他都市と比較した結果、同一であったことによる。

4. 事務事業の改革案(Plan)

改革／改善方向	①改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など) ※複数ある場合は、代替案その1、代替案その2とすること 市民に対し、宅地造成規制法及び宅地造成規制区域の一層の周知を図る必要がある ②改革、改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか？ それをどう克服していきますか？ (関連部門や全庁的な調整の必要性、トップへの要望も含む) 宅地造成規制法違反行為の是正指導とそのための宅地造成パトロールの強化
---------	--

5. 課長意見

一次評価	(1)一次評価者としての評価結果		(2)全体総括(振り返り、反省点)
	① 必要性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ② 有効性 ○ 妥当 ● 見直し余地あり ③ 効率性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ④ 公平性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり		法定事務であり、市民の安全・安心を確保し、災害に強いまちづくりのため、事務事業を継続する必要がある。
今後の方向性と改革改善案	(3)今後の事務の方向性(改革改善案)		
	☐ 終了 ☒ 継続 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☐ 改革改善を行う ☒ 事業統廃合・連携  方向付けの理由と改革改善の内容 法制度及び区域の市民周知に努めるとともに、是正指導、パトロール強化等を進める。		